

愛南町週休 2 日確保工事実施要領

(趣旨)

第 1 条 この内規は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)の規定に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組として、工事現場において週休 2 日の確保に取り組む工事(以下「週休 2 日確保工事」という。)を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日 次号に定める対象期間において、次のいずれかに該当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ア 週単位 全ての週において現場閉所を土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 月単位 全ての月において 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

ウ 通期 対象期間において、平均して 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

(2) 対象期間 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日をいう。)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日をいう。)までの期間をいう。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで) 6 日間、夏季休暇(土日を除く。) 3 日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含め 1 日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。

(対象工事)

第 3 条 週休 2 日確保工事は、次の各号のいずれかに該当する工事を除き、愛南町が発注する予定価格 500 万円以上の工事であって、かつ、契約工期が一月以上のものを対象とする。

2 発注者は、入札公告及び設計図書に週休 2 日確保工事の実績に関する特記仕様書(様式第 1 号)を添付し、明示するものとする。

(1) 社会的要請等により早期の完成が必要と判断されるもの(災害復旧等の緊急工事、供用開始時期が決められている工事等)

(2) 現場条件、施工期間等の制約により週休 2 日を行うことが困難なもの

(3) 現場での実作業日数が 1 週間未満のもの

(4) その他週休 2 日に取り組むことが適切でないと認められるもの

(現場閉所日の確保)

第4条 受注者は、週休2日確保工事に取り組むときは、原則として対象期間中の土日を現場閉所日としなければならない。ただし、夜間工事を行う場合については、土曜日から日曜日まで及び日曜日から月曜日までにわたる工事日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所できないときは、現場閉所日の振替を行うことができる。この場合において、週単位の週休2日確保工事の振替を行うときは、同一の週のうちから振替日を指定しなければならない。

3 現場閉所日は、元請け及び下請けを含む現場での作業を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、現場閉所日における作業として扱わないものとする。

- (1) 異常気象時等の緊急の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等により現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

4 発注者は、特段の理由がある場合を除き、土日の作業を指示しないものとする。
(発注方式)

第5条 週休2日確保工事の発注方式は、受注者の希望により工事着手前に発注者に届け出る方法による。

(実施方法)

第6条 受注者は、工事着手日までに週休2日確保工事の実施希望の有無を工事打合簿により監督員(愛南町建設工事執行規則(平成17年愛南町規則第22号)第15条第1項に規定する監督員をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

2 週休2日確保工事を実施する受注者は、原則として土日を現場閉所日とする工程表を提出するものとする。

3 受注者は、工事看板等により週休2日確保工事であることを明示するものとする。

4 受注者は、全ての現場作業が完了したときは、速やかに現場閉所報告書(様式第2号)を発注者に提出するものとする。

5 受注者は、第4条第2項の規定により現場閉所日の振替をするときは、工事打合簿によりその理由及び振替を行う日を発注者に通知しなければならない。

6 受注者は、工事の途中に週休2日確保工事の実施を取りやめ、又は変更するときは、工事打合簿にその理由を記載し、監督員に通知するものとする。

7 受注者は、工事日報、危険予知活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員から請求があったときは、速やかにこれを提出し、又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第7条 発注者は、対象期間において週単位又は月単位の週休2日に取り組む週休2日確保工事については請負契約を変更し、直接工事費及び共通仮設費(積上分)に計上される単価のうち労務費及び間接工事費(共通仮設費率及び現場管理費率)に対

し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める表の補正係数を乗じるものとする。

- (1) 愛媛県が定める土木工事標準積算基準書又は国土交通省が定める下水道用設計標準歩掛表による工事(以下「土木工事等」という。) 別表 1
- (2) 愛媛県が定める港湾土木請負工事積算基準又は水産庁が定める漁港漁場関係工事積算基準による工事(以下「港湾工事」という。) 別表 2
- (3) 農林水産省が定める土地改良工事積算基準による工事(以下「農業土木工事」という。) 別表 3
- (4) 林野庁が定める治山林道必携による工事(以下「森林土木工事」という。) 別表 4
- (5) 国土交通省が定める公共建築工事積算基準による工事(以下「営繕工事」という。)別表 5

2 前項の規定に関わらず、市場単価の補正については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める表のとおりとする。

- (1) 土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事 別紙 6
- (2) 土木工事標準単価 別紙 7
- (3) 港湾工事 別紙 8
- (4) 営繕工事 別紙 9

3 週休 2 日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、悪天候等による予定外の現場閉所は、現場閉所日数に含めるものとする。

- (1) 週単位 対象期間の全ての週(月曜日から日曜日までの間を週の基本とする。)において、土日に現場閉所されていること。ただし、土日に工事を行わざるを得ない特段の理由があるときは、あらかじめ受注者が指定した土日に代わる現場閉所日を週休日とすることで達成したものとみなす。
- (2) 月単位 対象期間の全ての月において、月ごとの現場閉所日数を当該月の日数で除して得た割合(以下「現場閉所率」という。)が 28.5%以上であること。ただし、土日の現場閉所のみでは 28.5%に満たない月があるときは、当該月の土日の合計日数と同数の現場閉所を行うことで達成したものとみなす。
- (3) 通期 対象期間の現場閉所率が 28.5%以上であること。

(工事成績評定)

第 8 条 週休 2 日確保工事の成績は、工事成績評定の「工程管理」の内容により評価を行うものとする。

2 週休 2 日の達成の有無にかかわらず、工事成績の減点は行わない。

(留意事項)

第 9 条 受注者は、週休 2 日確保工事の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 週休 2 日の確保を理由として工期を延期しないこと。ただし、工事を中止す

る場合において、工事再開後に週休 2 日相当を確保するための延期を除く。

(2) 施工箇所が点在する工事は、工事全体として判断すること。

(3) 現場閉所率は少数点第 1 位までとし、少数点第 2 位を四捨五入すること。

(アンケート調査等)

第 10 条 受注者は、発注者が週休 2 日確保工事に関するアンケート等を実施するときは、これに協力しなければならない。工事完成後においても同様とする。

(その他)

第 11 条 この内規に定めるもののほか、必要は事項については、発注者が別に定める。

附 則

この内規は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 7 条関係)

土木工事等

現場閉所状況	月単位の週休 2 日確保 適用工事	週単位の週休 2 日確保 適用工事
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03

別表 2 (第 7 条関係)

港湾工事

現場閉所状況	月単位の週休 2 日確保 適用工事
労務費	1.02
共通仮設費率	1.02
現場管理費率	1.03

別表 3 (第 7 条関係)

農業土木工事

現場閉所状況	月単位の週休 2 日確保 適用工事	週単位の週休 2 日確保 適用工事
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.04	1.05
現場管理費率	1.05	1.06

別表 4 (第 7 条関係)

森林土木工事

現場閉所状況	月単位の週休 2 日確保 適用工事	週単位の週休 2 日確保 適用工事
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.04	1.05
現場管理費率	1.05	1.06

別表 5 (第 7 条関係)

営繕工事

現場閉所状況	月単位の週休 2 日確保 適用工事	週単位の週休 2 日確保 適用工事
労務費	1.02	1.02
現場管理費率	1.00	1.01

別表 6 (第 7 条関係) 市場単価の補正(土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事)

補正する市場単価は、土木工事標準積算基準書第Ⅵ編第 2 章市場単価及び下水道用設計標準歩掛表Ⅷ管路施設(市場単価)編に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

名称	区分	補正係数	
		月単位	週単位
鉄筋工		1.02	1.03
ガス圧接工		1.01	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工(ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01

砂基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置工	1.00	1.00
	取付管布設	1.01	1.01

※労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

※通期の週休２日確保工事は、補正しない

別表 7 (第 7 条関係) 市場単価の補正(土木工事標準単価)

土木工事標準単価は、土木工事標準積算基準書第 VI 編第 1 章土木工事標準単価に記載のあるものを対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

《算出方法》

第 7 条第 1 項に規定する週休 2 日補正後の土木工事標準単価＝(補正前単価×週休 2 日の補正係数)×加算率(補正係数)

名称	区分	補正係数	
		月単位	週単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
構造物とりこわし工	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
表面含浸工	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
漏水対策材設置工	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工 (ポリエステル樹脂)	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工		1.00	1.00
道路反射鏡設置工	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01

ノンコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP 製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工(養生マット 工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管(ハウエル管 設置工)		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H 鋼ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
橋梁用水切り材設置工	作業車	1.02	1.02

※通期の週休 2 日確保工事は、補正しない

別表 8 (第 7 条関係) 市場単価の補正(港湾工事(漁港に関わる海岸を含む。))

補正する市場単価は、港湾請負工事積算基準等第 4 章市場単価に記載があるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

工種	補正係数
底面工	1.01
マット工(アスファルトマット設置)	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工(吊鉄筋・吊バー)	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工(ポンプ打設)	1.02
コンクリート打設工(ポンプ打設以外)	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付工	1.02
防舷材取付工	1.02
車止・縁金物取付工	1.02
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.02
電気防食工	1.02
防砂目地板取付工(陸上施工)	1.02
防砂目地板取付工(水中施工)	1.02
吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.02
港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物塗装)	1.01
ペトロラタム被覆工	1.02
現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.02
現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.00
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

別表 9 (第 7 条関係) 市場単価の補正(営繕工事)

市場単価は、次のとおり補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いて次の計算式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合(基準単価の算定)】

- ・ 市場単価×新営補正率
- ・ 補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合(基準補正単価の算定)】

- ・ 市場単価×改修補正率
- ・ 補正市場単価×改修補正率

※「基準単価」及び「基準補正単価」とは、国土交通省官庁営繕部が作成する公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3)による。

※執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (3)ロ. 基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の計算式により市場単価又は補正市場単価を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた次の計算式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工種	摘要	月単位及び週単位の週休 2 日確保工事	
		新営	改修
		補正率	補正率
仮設工事		1.01	1.01
土工事		1.01	1.01
地業工事		1.01	1.01
鉄筋工事		1.01	1.01
コンクリート工事		1.01	1.01
型枠工事		1.01	1.01

鉄骨工事		1.02	1.02
既製コンクリート		1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事		1.01	1.01
タイル工事		1.01	1.01
木工事		1.01	1.01
屋根及びとい		1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01
配水工事		1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01
植栽及び屋根緑化		1.01	1.01

※「摘要」欄の「市場単価」は市場単価及び補正市場単価を、「物価資料」は物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に対し共通の補正率であることを示す。

表E－2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位及び週単位の週休2日確保工事	
		新営	改修
		補正率	補正率
配管工事	電線管、2種金属線及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15

	位置ボックス及び位置 ボックス用ボンディング	1. 01	1. 18
	プルボックス	1. 01	1. 13
	プルボックス用設置端子	1. 00	1. 00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1. 01	1. 14
	防火区画貫通処理金属管 丸型用	1. 01	1. 05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1. 01	1. 15
配線工事	600V絶縁電線及び 600V絶 縁ケーブル	1. 01	1. 17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋 設票(金属製)	1. 01	1. 01

表M－ 2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位及び週単位の週休 2 日確保工事	
		新営	改修
		補正率	補正率
保湿工事	配管用、ダクト用及び消音 内貼	1. 01	1. 15
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及 び低圧チャンバー類	1. 01	1. 15
ダクト付属 品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1. 02	1. 22
衛生器具 (ユニット を除く。)	取付手間のみ	1. 02	1. 22

様式第 1 号(第 3 条関係)

週休 2 日確保工事の実績に関する特記仕様書

本工事は、愛南町週休 2 日確保工事実施要領(以下「実施要領」という。)の規定に基づく週休 2 日確保工事(受注者希望型)の対象工事である。

(対象期間)

第 1 条 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日)までの期間とする。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)6 日間、夏季休暇(土日を除く。)3 日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間のほか、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(定義)

第 2 条 本仕様書において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 週休 2 日 次号に定める対象期間において、次のいずれかに該当する現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ア 週単位 全ての週において現場閉所を土曜日及び日曜日(以下「土日」という。)に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うことをいう。

イ 月単位 全ての月において 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

ウ 通期 対象期間において、平均して 4 週 8 休以上の現場閉所を行うことをいう。

(2) 対象期間 工事着手日(工事看板の設置、起工測量等の現場作業開始日をいう。)から工事完了日(現場の片付け、工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日をいう。)までの期間をいう。ただし、年末年始(12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)6 日間、夏季休暇(土日を除く。)3 日間、工場製作のみを実施する期間、工事全体を中止する期間、他の工事との工程の調整による不稼働期間、やむを得ない事由により現場作業を余儀なくされる期間等対象期間として取り扱うことが適当でない期間を除く。

(3) 現場閉所 巡回パトロール、保守点検等現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業(内業)を含め 1 日を通して現場及び現場事務所を閉所することをいう。

(現場閉所日の確保)

第 3 条 受注者は、週休 2 日確保工事に取り組むときは、原則として対象期間中の土日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所できないときは、現場閉所日の振替を行うことができる。この場合において、週単位の週休 2 日確保工事において土日に代わる現場閉所日を指定するときは同一の週のうちから日を指定することにより 1

週間に2日間以上の現場閉所を行うものとし、1回の夜間工事が二日にわたるときは、土曜日から日曜日まで又は日曜日から月曜日までにわたる工事において行う現場閉所は週休2日を達成しているものとみなす。

- 3 現場閉所日は、元請け及び下請けを含む現場での作業を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、現場閉所日における作業として扱わないものとする。

- (1) 異常気象時等の緊急の対応であるもの。
- (2) 現場見学会等により現場を公開するもの。
- (3) 発注者の指示によるもの。

(実施方法)

第4条 受注者は、工事着手日までに週休2日確保工事の実施希望の有無を工事打合簿により監督員(愛南町建設工事執行規則(平成17年愛南町規則第22号)第15条第1項に規定する監督員をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。

- 2 週休2日確保工事を実施する受注者は、原則として土日を現場閉所日とする工程表を提出するものとする。

- 3 受注者は、工事看板等により週休2日確保工事であることを明示するものとする。

- 4 受注者は、全ての現場作業が完了したときは、速やかに現場閉所報告書(様式第2号)を発注者に提出するものとする。

- 5 受注者は、前条第2項の規定により現場閉所日の振替をするときは、工事打合簿によりその理由及び振替を行う日を発注者に通知しなければならない。

- 6 受注者は、工事の途中に週休2日確保工事の実施を取りやめ、又は変更するときは、工事打合簿にその理由を記載し、監督員に通知するものとする。

- 7 受注者は、工事日報、危険予知活動日誌等現場閉所の確認に必要な資料を整備し、監督員から請求があったときは、速やかにこれを提出し、又は提示しなければならない。

(費用の計上)

第5条 発注者は、週休2日確保工事に取り組む工事については、現場閉所の状況により実施要領に基づき費用を計上するものとする。

(アンケート調査等)

第6条 受注者は、発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施するときは、これに協力しなければならない。

(その他)

第7条 この仕様書に記載のない事項については、実施要領の規定による。

様式第2号(第6条関係)

現場閉所報告書

件 名：

工 期：

受注者：

現場代理人：

[illegible]